

官報

号外 昭和二十八年二月十日

○第十五回 衆議院會議録第二十七号

昭和二十八年二月十日(火曜日)

議事日程 第二十六号

午後一時開議

第一 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案(亘四郎君外二十四名提出)

本日開議に付した事件

人事委員長兼任の件
人事委員長の補欠選挙

日程第一 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案(亘四郎君外二十四名提出)

午後二時五十四分開議

○議長(大野伴睦君) これより開議を開きます。

○議長(大野伴睦君) お諮りいたします。人事委員長有田二郎君から委員長兼任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(大野伴睦君) つきましては、この際人事委員長の補欠選挙を行います。

○議長(大野伴睦君) 山崎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は、人事委員長に村上勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 日程第一、医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員理事野澤清人君。

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

の分配の終了後一年以内に、これをしなければならぬ。

第十七条中「残余財産の分配」を「前二条の規定による残余財産の分配又は処分」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 第十六条の規定により分配をした後における残余財産で、第十六条の二の規定によつて処分されないものは、国庫に帰属する。

第二十一条中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案(亘四郎君外二十四名提出)に関する報告書

〔野澤清人君登壇〕

○野澤清人君 ただいま議題となりました医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

日本医療団は、昭和十七年二月二十五日、国民医療法によつて設立せられた特殊法人でありまして、医療内容の向上とその普及をはかることを目的として、医療体系の整備に当つて来たものであります。昭和二十二年十月三十一日、法律第二百八十八号をもつて解散したものであります。日本医療団が解散した当時におきましては、医療施設経営上多額の欠損を生じていたこと、

赤字施設を経営しながらの清算でありましたので、その清算の見通しとしては、残余財産の生ずることなどは予想だにできませんでしたが、その後清算が順調に進捗しまして、まだ終了までには至つておりませんけれども、現在のところ、六億四千万の残余財産を生ずることがほぼ確実になつたのであります。現行法によりまして、医療団の清算は自己清算の建前をとり、医療団がその財産をもつて債務を完済できない場合には、国家の保証は何らなく、清算人に破産宣告の請求義務を負わされていくのであります。ところが、この場合のみ、一方的に国庫にこれを帰属せしめることとなつていくのであります。元来、医療団施設は、その重要性にもかかわらず、内容がはなはだしく不完全なものが多かつたのに、清算上やむなくそのまま移譲した実情にありますので、医療団所有の施設を処分した結果生じたこの残余財産は、特別の場合のほかは、原則として、当然これら医療団から移譲した医療施設の整備のために使用すべきものと在するものであります。なお、医療団施設の移譲を受けたものは、国のほかは大部分地方公共団体であり、医療の普及をはかる事業を医療団にかつて遂行しているのも、国のほかは、地方公共団体が相当部分を担当してありますので、医療団の清算により生じた剰余金は、これと同じ目的のために使用すべきものであります。医療団から移譲された医療機関はもちろん、その他の公的医療機関の整備のためにも処分し得る道を開こうというのが、本法律案提出の理由並びにその大要であります。

昭和二十八年二月十日 衆議院會議録第二十七号

人事委員長兼任の件 人事委員長の補欠選挙

人事委員長の補欠選挙 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年二月十日 衆議院會議第二十七号 議長の報告

本法律案は、各政党の共同提案をもつて、二月四日、本委員会に付託せられ、同五日、自由党員委員より提案理由の説明を聴取し、同六日、熱心な審議の後、討論を省略して採決に入り、つて可決すべきものと決した次第でございます。

なお、詳細は会議録によつて御承知願います。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時一分散会

出席國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

出席政府委員

厚生政務次官 越智 茂君

朗読を省略した報告

一、去る五日本院は人事官に神田五雄君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、去る四日議長において承認した丸尾毅外四名を去る五日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る六日佐藤参議院議長から大野議長宛、参議院は人事官に神田五雄君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨

内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る六日大野議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

郵政大臣官房人 八藤 東輔

労働大臣官房会 百田 正弘

計課長 (法務省矯正局 長事務代理) 検 高橋 孝

外務省アジア局 倭島 英二

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、去る六日議長において承認した八藤東輔外三名を同日政府委員に任命した旨、及び同日法務省矯正局長中屋文策の政府委員を免じた通知を受領した。

一、昨九日衆議院規則第十四条但書により議長において議席を次の通り変更した。

四八 青木 孝義君
四九 白石 正明君
五五 江藤 夏雄君
一二二 佐藤善一郎君
一七一 河合 良成君
一九二 水田三喜男君
一九九 根本龍太郎君
二〇二 砂原 格君
二〇六 松山 義雄君
二二一 木村 文男君
二二九 荒船清十郎君
二四七 山崎 岩男君
二五二 菅家 喜六君
二五三 村上 勇君
二五四 田中伊三次君
二五五 江崎 真澄君
二五六 福永 健司君

二五七 山口喜久一郎君
二六七 廣川 弘嗣君
二七〇 三和 精一君
二七一 濱田 幸雄君
二九〇 久野 忠治君
二九三 古島 義英君
三〇二 有田 二郎君
三〇三 佐藤 榮作君
三〇四 小坂善太郎君
三〇五 坪川 信三君
三〇六 三木 武吉君
三〇七 林 讓治君
三〇八 小澤佐重喜君
三〇九 周東 英雄君
三一一 大久保留次郎君
三一二 三三九 三三六 三三五 三三二 三三一 三三〇 三二九 三二八 三二七 三二六 三二五 三二四 三二三 三二二 三二一 三二〇 三一九 三一八 三一七 三一六 三一五 三一四 三一三 三一二 三一〇 二九九 二九八 二九七 二九六 二九五 二九四 二九三 二九二 二九一 二九〇 二八九 二八八 二八七 二八六 二八五 二八四 二八三 二八二 二八一 二八〇 二七九 二七八 二七七 二七六 二七五 二七四 二七三 二七二 二七一 二七〇 二六九 二六八 二六七 二六六 二六五 二六四 二六三 二六二 二六一 二六〇 二五九 二五八 二五七 二五六 二五五 二五四 二五三 二五二 二五一 二五〇 二四九 二四八 二四七 二四六 二四五 二四四 二四三 二四二 二四一 二四〇 二三九 二三八 二三七 二三六 二三五 二三四 二三三 二三二 二三一 二三〇 二二九 二二八 二二七 二二六 二二五 二二四 二二三 二二二 二二一 二二〇 二一九 二一八 二一七 二一六 二一五 二一四 二一三 二一二 二一一 二一〇 二〇九 二〇八 二〇七 二〇六 二〇五 二〇四 二〇三 二〇二 二〇一 二〇〇 一九九 一九八 一九七 一九六 一九五 一九四 一九三 一九二 一九一 一九〇 一八九 一八八 一八七 一八六 一八五 一八四 一八三 一八二 一八一 一八〇 一七九 一七八 一七七 一七六 一七五 一七四 一七三 一七二 一七一 一七〇 一六九 一六八 一六七 一六六 一六五 一六四 一六三 一六二 一六一 一六〇 一五九 一五八 一五七 一五六 一五五 一五四 一五三 一五二 一五一 一五〇 一四九 一四八 一四七 一四六 一四五 一四四 一四三 一四二 一四一 一四〇 一三九 一三八 一三七 一三六 一三五 一三四 一三三 一三二 一三一 一三〇 一二九 一二八 一二七 一二六 一二五 一二四 一二三 一二二 一二一 一二〇 一一九 一一八 一一七 一一六 一一五 一一四 一一三 一一二 一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九九 九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九〇 八九 八八 八七 八六 八五 八四 八三 八二 八一 八〇 七九 七八 七七 七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

郵政委員 原 茂君

電気通信委員 伊藤 好道君

経済安定委員 中村 高一君

予算委員 平野 力三君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

郵政委員 伊藤 好道君

電気通信委員 原 茂君

経済安定委員 中村 高一君

予算委員 平野 力三君

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 青木 孝義君

水産委員 勝間田清一君

通商産業委員 村上 勇君

議院運営委員 村上 勇君

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 村上 勇君

水産委員 勝間田清一君

通商産業委員 青木 孝義君

議院運営委員 有田 二郎君

一、去る七日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 本間 俊一君(理事小坂善太郎君去る七日理事辞任につきその補欠)

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 小笠原三九郎君

経済安定委員 横川 重次君

一、去る七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

水産委員 横川 重次君

経済安定委員 小笠原三九郎君

一、昨九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 西尾 末廣君

予算委員 松岡 駒吉君

議院運営委員 高木 松吉君

一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 松岡 駒吉君

予算委員 西尾 末廣君

議院運営委員 三和 精一君

議院運営委員 木村 文男君

一、去る五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 安平 隆一君

一、去る五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 島上善五郎君

一、去る二月四日予算委員長から提出した次の公職会承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。

公職会開会承認要求書

一、公職会を開こうとする議案

昭和二十八年年度一般会計予算

昭和二十八年年度特別会計予算

昭和二十八年年度政府関係機関予算

算

一、意見を聞くこととする問題

昭和二十八年年度總予算について

右によつて公職会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求める。

昭和二十八年二月四日

予算委員長 太田 正幸

衆議院議長大野伴睦殿

一、去る四日内閣委員長から次の公職会開会報告書を提出した。

公職会開会報告書

一、公職会を開く議案

栄典法案(内閣提出第三三三三号)

一、意見を聞く問題

栄典法案について

一、公職会の日時

昭和二十八年二月十七日及び十八日 午前十時

右によつて公職会を開くに決したか

ら衆議院規則第七十九条により報告する。

昭和二十八年二月四日

内閣委員長 船田 中

衆議院議長大野伴陸殿

一、去る五日予算委員長から次の公職
会開報告書を提出した。

公職会開報告書

一、公職会を開く議案

昭和二十八年年度一般会計予算

昭和二十八年年度特別会計予算

昭和二十八年年度政府関係機関予
算

一、意見を聞く問題

昭和二十八年年度総予算について

一、公職会の日時

昭和二十八年二月十三日及び十
四日 午前十時

右によつて公職会を開くに決したか
ら衆議院規則第七十九条により報告
する。

昭和二十八年二月五日

予算委員長 太田 正孝

衆議院議長大野伴陸殿

一、去る五日議員から提出した議案は
次の通りである。

地方公務員等の昭和二十七年年末給
与改善に必要な財政措置に関する決
議案(岡東英雄君外四名提出)

肥料価格安定に関する決議案(加藤
勘十君外二名提出)

一、去る七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

富徴税法を廃止する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

酒税法案

一、去る七日委員会に付託された議案
は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四〇号)

法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四一號)

富徴税法を廃止する法律案(内閣提
出第四二號)

相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四三號)

酒税法案(内閣提出第四四號)

以上五件 大蔵委員会 付託

一、去る七日予備審査のため次の本院
議員提出案を衆議院に送付した。

医師会、歯科医師会及び日本医療団
の解散等に関する法律の一部を改正
する法律案(亘四郎君外二十四名提
出)

一、昨九日内閣から提出した議案は次
の通りである。

輸出品取締法の一部を改正する法律
案

一、昨九日委員会に付託された議案は
次の通りである。

輸出品取締法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四五號)

通商産業委員会 付託

衆議院會議録第二十七号 議長の報告

衆議院會議録第二十一号附録中正誤

頁 段 行 誤 正

六 上 六 庄川村 庄川町

衆議院會議録第二十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

五 六 一 六 ついても ついて

五 七 四 末三 向上の 向上と

五 八 三 三 土気 土気

五 九 五 三 大平洋 太平洋

六 〇 二 二 申したい 申した

衆議院會議録第二十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

六 七 四 二 よろしゆ よろしゅう

六 八 六 末六 放棄と 放棄の

六 九 一 七 まもつたく もまつたく

七 〇 三 五 これを これと

衆議院會議録第二十六号中正誤

頁 段 行 誤 正

七 〇 三 三 亘四郎君外 亘四郎君外

七 〇 三 五 二十一 二十四名

昭和二十八年二月十日 衆議院會議録第二十七号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

四一〇

定価 一冊 十五円

発行所
東京市神田区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四七